

第8回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第8回岩手町農業委員会総会は、令和6年2月20日、午後1時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第6 議案第3号 贈与税等の納税猶予の継続届出に係る証明願に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 幅 清一

2番 福浦 昌博

3番 佐々木 金見

4番 菊池 暢子

5番 藤澤 暁宏

6番 府金 秀一

7番 田中 正志

8番 瀬川 浩美

9番 佐々木 夏子(職務代理)

(議長)10番 福士 好子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

なし。

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 田中 盛夫

局長補佐 田村 育江

農地利用係長 千葉 優子

副主任 藤川 翔太郎

農地利用最適化推進委員 久保 晃彦

農地利用最適化推進委員 遠藤 輝美

(開会時刻 午後 1 時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第 8 回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第 1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。

会議録署名委員は、4 番菊池暢子委員、9 番佐々木夏子委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長にお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第 2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日 1 日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日 1 日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第 3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事務局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。
(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎議案第 1 号

議 長 日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局長 補佐 議案第 1 号。議案書は、4 ページをご覧ください。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について、農地法施行令第 1 条第 1 項の規定により提出された許可申請について可否の決定を求めるものでございます。

議案書は5ページになります。

番号17、土地の所在は、大字沼宮内第14地割地内の田2筆、計2,641㎡について、今までは、町外に在住しながらも町内の親戚の方に手伝ってもらいながら耕作しておりましたが、親戚の方が高齢になった事などにより耕作・管理していくのが難しいとの事で、地域の農業者である記載の方が、年間玄米3俵を賃借料として貸借し、耕作していくものでございます。

場所につきましては、6ページをご覧ください。

以上、説明を終わります。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員の報告をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査員の方より調査報告をお願いします。

遠藤推進委員 現地調査の結果について、推進委員の遠藤から報告いたします。

本日、午前9時から府金委員、久保推進委員と事務局で現地を確認して参りました。

3条申請、受付番号17番の農地について報告します。

17番の農地は●●から川原木地区方面へ700メートル程北進した所の道路沿いにあり、どちらも耕作管理されておりました。

申請に際し、譲り受ける側の機械および労働力は確保されており、問題ないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、可とすることに賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

次の議案第2号の案件につきましては、6番府金秀一委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終了するまで退席を求めます。

(6番府金委員退席)

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局長 補佐 議案第2号。議案書は7ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき策定された令和5年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求めるものでございます。

議案書は、8ページをご覧ください。

番号130についてですが、今年度実施しました、上鳴沢地区の地域集積について、畑3筆7,910㎡分を追加するものでございます。

番号131については、境田・ニッ森地区の地域集積についての畑1筆2,668㎡を追加するものでございます。

今回の2月総会に提出した案件分までが令和5年度地域集積協力金の交付対象となります。

最終集積率は、境田・ニッ森地区は42.47%、大股地区は70.50%、上鳴沢地区は、42.43%となります。集積協力金等の申請事務につきましては、農林課の方で取り進めており、交付内示が3,346万円、経営転換協力金1,638,000円と聞いております。

番号132について、農地中間管理事業による売買支援事業を活用し、所有権移転するものでございます。売買する農地は、大坊地区にある大字江刈内第19地割地内の田2,412㎡について、記載の金額にて売買するものでございます。

番号133についても農地中間管理事業による売買支援事業を活用した所有権移転でございます。売買する農地は、新田地区にある大字土川第5地割地内の田1,387㎡について、記載の金額にて売買するものでございます。

この2件につきましては、先月の総会の案件により前所有者から公社へ所有権移転する案件をご承認頂き、所有権移転の手続きを進めているものでございます。

今総会においては、岩手県農業公社がそれぞれの担い手の方へ売買により所有権移転する案件でございます。

以上、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番 幅委員 一つ教えてください。みんなのために。

132番、133番の所有権移転ですが、公社で登記までやってくれるのか。

局長 補佐 公社から委任を受けまして嘱託登記、法務局への書類の手続きは農業委員会事務局がやっております。

1 番 幅 委 員 登記までやってくれる、大変便利な制度だ。

局長 補佐 売り手は、800万円まで所得税の特別控除を受けることができます。ただし、この制度、受け手の方が認定農業者という条件があります。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第2号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第2号議案は原案のとおり可とすることに決定します。府金委員の入室を許可します。

(6 番府金委員入室)

◎議案第3号

議 長 次に日程第6、議案第3号、贈与税等の納税猶予の継続届出に係る証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局長 補佐 議案第3号。議案書は、10ページをご覧ください。

贈与税等の納税猶予の継続届出に係る証明願に対する可否の決定について、租税特別措置法第70条の4第1項の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願が提出されたので、可否の決定を求めるものでございます。

11ページをご覧ください。

猶予を受けている方は、3年ごとに継続届書を提出しなければ猶予を受ける事ができなくなります。また、引き続き農業を営んでいる証明を提出する事により、今後も継続して猶予を受けられるものであります。今年度届出が必要な方は記載の9名の方になります。

以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切り採決に入ります。

議案第3号、贈与税等の納税猶予の継続届出に係る証明願に対する可否の決定について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり承認することに決定します。

◎閉会の宣言

議 長 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもちまして会議を閉じ、第8回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後1時47分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長（会長）

4 番

9 番